

戸塚区連合町内会自治会連絡会2月定例会 議 題 説 明 書

総務課

議題名：令和7年国勢調査実施に伴う御協力のお願いについて

【内容】

令和7年国勢調査実施にあたり、本調査に携わる調査員を各自治会・町内会から推薦いただくことについて、連合町内会自治会内での周知に御協力をお願いします。

《概要》

- (1) 調査員推薦人数
自治会・町内会あたり 1～約50人(戸塚区全体 約1,200人)
- (2) 事務スケジュール(予定)
 - ・【3月上旬】 連合町内会長にて、定例会等で周知をお願いします
 - ・【3月中旬】 区役所から自治会・町内会へ調査員推薦の依頼文等を送付
 - ・【5月上旬】 自治会・町内会から区役所へ調査員推薦名簿等提出
 - ・【9月上旬～9月中旬】 調査員説明会
 - ・【9月20日～9月30日】 インターネット回答用ID及び調査票(紙)の配布
 - ・【10月1日～10月8日】 調査票(紙)の回収
 - ・【10月中旬～10月下旬】 調査書類の区役所提出及び『督促状』の配布
- (3) 調査員の身分
横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤一般職国家公務員
- (4) 担当調査区
1調査員あたり、原則2調査区を担当していただきます。
- (5) 報酬(以下の額は前回実績です。なお、報酬額は前回に比べ増額見込みです。)
1調査区(平均50世帯) 42,000円
2調査区(平均100世帯) 78,000円
※実際に調査した世帯数により額が増減します

【例年あげている議題か？】

5年に1度の国勢調査実施時をお願いしています。

【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】

【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。)

3月上旬までを目安に、自治会・町内会の皆様に対し、国勢調査調査員を御推薦いただくことについて、定例会の場等での周知をお願いします(3月中旬ごろ、区役所から各自治会・町内会へ依頼文等の文書を郵送します)

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 総務課統計選挙係

担当者名 堀口・中上

TEL .866-8316 FAX 881-0241

令和 7年国勢調査実施に伴う御協力のお願について

本年 10月 1日現在をもって、全国一斉に令和 7年国勢調査が実施されます。

国勢調査は、統計法に基づき、国内に居住する全ての人及び世帯を対象に行われる我が国の最も大規模な統計調査であり、調査結果は行政・企業活動における各種計画や施策立案などの重要な基礎資料として幅広く活用されています。大正 9年の第 1回調査から 5年ごとに行われ、今回で 22回目の実施となります。

連合町内会自治会におかれましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と、本調査に携わる調査員を各自治会・町内会から推薦いただくことについて、連合町内会自治会内での周知に御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

【調査員推薦に係るお願い事項】

1 調査員が担当する業務・調査区数等

- ・調査区内の居住世帯（1調査区あたり約 50世帯）に対して、調査書類の配布などを行っていただきます。
- ・調査員の方には原則、一人あたり 2調査区（約 100世帯）を担当していただきます。
- ・調査員数は全市で約 19,000人（戸塚区で約 1,200人）程度となる見込みです。

2 調査員の推薦にあたっての要件 ※以下のすべてに当てはまる方

- (1) 責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- (2) 原則として 20歳以上の方（令和 7年 9月 1日時点）
- (3) 秘密の保護に信頼をおける方
- (4) 選挙・警察に直接関係のない方
- (5) 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

3 調査員推薦の流れ

連合町内会長

【本日以降、3月上旬まで】

連合町内会長から各自治会・町内会へ、国勢調査の実施及び調査員推薦依頼をさせていただくことについて、定例会の場等でご説明、周知をお願いいたします。

各自治会・町内会会長

- (1) 【3月中旬】区役所から各自治会・町内会会長様あてに、推薦依頼（推薦いただく調査員あてお渡しいただく文書を含む）一式を郵送いたします。
- (2) 【(1)以降】各自治会・町内会において、調査員の選出をお願いします。
各自治会・町内会長において、推薦される調査員へ（1）で区役所から送付された文書（調査員承諾書等）を配布・記入依頼の上、集約をお願いします。
- (3) 【5月上旬】各自治会・町内会長において、調査員推薦名簿および（2）で集約いただいた書類を区役所へ御提出をお願いします。

4 その他

今回の調査で御推薦いただく調査員数、担当区域などの具体的な数値やスケジュール、ご提出いただく期限等につきましては、3月中旬に区役所から各自治会・町内会長あてにお送りする推薦依頼一式の中でお示しします。

5 添付資料

- (1) 令和 7年国勢調査について
- (2) 令和 2年各連合町内会自治会 依頼調査区数

【問合せ】戸塚区総務課統計選挙係 堀口、中上
電話 045-866-8315、8316

令和7年国勢調査について

1 調査の概要

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づき、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的にして、5年ごとに行われる最も大規模な統計調査です。

2 調査の期日

令和7年10月1日（水）午前零時時点

3 調査の対象

調査は令和7年10月1日に日本国内に常住する全ての人（外国人を含む）

4 調査員の主な仕事

- | | |
|------------------------------|----------------------------------|
| (1) 9月上旬～9月中旬 | 調査員説明会への出席 |
| (2) 説明会后～9月19日（金） | 担当する調査区域の世帯居住状況の確認 |
| (3) 9月20日（土）～30日（火） | インターネット回答用ID及び調査票（紙）の配布 |
| (4) 10月1日（水）～3日（金） | 『回答確認リーフレット』の配布 |
| (5) 10月1日（水）～8日（水） | 調査票（紙）の回収 ※調査員回収を約束した世帯のみ |
| (6) 10月中旬～下旬
※区役所から指定された日 | 調査書類の区役所提出及び『督促状』の配布（未回答世帯がある場合） |

5 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員です。

6 任命期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで。

7 調査員報酬

以下は、前回調査時の実績額です。なお、報酬は前回に比べ増額見込みです。

- ・ 1調査区（約50世帯）で42,000円
- ・ 2調査区（約100世帯）で78,000円

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

8 令和7年国勢調査 調査員業務の主な変更点（事務負担軽減事項）

(1) インターネット回答システムの機能改善（更なる推進の取り組み）

令和2年の調査時に比べ、システムへのログイン方法を容易に行うことができるよう機能改善を行いました。インターネット回答を利用した場合、調査員による調査票の回収が不要となります。

(2) 対面による調査書類配布が困難な世帯への配布方法の簡略化

対面による調査書類の配布が原則とはなりますが、平成27年の調査時に比べ、調査票配布が困難な世帯への配布方法が簡略化されました。

これまで、対面で説明することが困難と見込まれる世帯に対しては、少なくとも3回訪問し、それでも不在の場合、調査書類を郵便受けに入れる対応をとっていましたが、今回の調査から、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で郵便受けなどに入れて配布することができるようになりました。（※令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に「非接触型」の調査方法（対面によらず、ポストイング）を採用していましたが、令和7年調査では、従来の「対面」での調査方法とすることが総務省から示されています。）

国勢調査の活用事例

調査の結果は、国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うために利用されるとともに、さまざまな統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとしても利用されます。

また、企業や各種団体における需要予測や経営管理などを行うための活用や、学術・研究機関における研究のための活用など、さまざまな分野で幅広く活用されています。

1. 各種法令に基づく利用

- 〈衆議院議員選挙区画定審議会設置法〉衆議院の小選挙区の改定
- 〈地方自治法〉地方自治法で用いる人口として規定
- 〈地方交付税法〉地方交付税の算定に利用
- その他
 - ・公職選挙法
 - ・過疎地域自立促進特別措置法
 - ・地方税法
 - ・政党助成法
 - ・都市計画法施行令
 - ・災害対策基本法施行令
 - ・交通安全対策特別交付金等に関する政令

選挙や税制にも関係があるんです!



2. 行政上の施策への利用

- 少子高齢社会関連
 - ・子育て支援のための施策
 - ・高齢者福祉施策
- 防災関連
 - ・防災計画の策定
 - ・災害復興計画の策定
 - ・被害予測
 - ・被害予測システムの開発
- 地域活性化関連
 - ・都市再生プロジェクト推進事業
 - ・都市交通計画

子育て支援にも利用されているのね。



地震や大雨の時の避難所をつくるにも、正確なデータが必要なんです!



3. 公的統計の作成・推計のための利用

- 将来人口、世帯数の推計
- 生命表の作成
- 世帯を対象とする他の統計調査の標本設計

4. 学術研究・企業等での活用

- 学術研究
 - ・人口学
 - ・地理学
 - ・経済学
 - ・社会学
- 企業等での活用
 - ・電力需要などの各種需要把握
 - ・商品開発やサービスの需要予測

新しくコンビニをつくる時にも、データを活用しています!



はじまります! 国勢調査

インターネット回答でかんたん便利に!



調査期日
2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



全員参加！
日本の一大
プロジェクト！



2025年、 国勢調査を実施します。

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。
日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。
正確な調査のために、令和7年国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。

— 調査へのご協力をお願い —

国勢調査は非常勤の国家公務員である「国勢調査員」が世帯を訪問する方法で行われます。
調査を進める上で最大のポイントは、すべての人と世帯を漏れなく、重複なく調査することです。

国勢調査を正確かつ円滑に実施するために、
関係機関・団体のみなさまそれぞれのご協力が必要不可欠です。
調査へのご協力をよろしくお願いします。



福祉関係・病院関係

社会福祉施設・病院関係者の方々の調査員としての協力



外国人関係団体・在留外国人支援団体・青年関係団体

日本に住む外国人の方も対象であることや調査実施の周知



経済界・労働界

企業等を通じた社員や職員への調査実施の周知



報道関係団体

日本に住むすべての人に調査の実施及び重要性を周知



教育関係団体

学校等を通じた学生への調査実施の周知、学生寮・寄宿舎等の円滑な調査実施への協力



研究機関・シンクタンク関係団体

調査の意義や重要性について、有識者やオピニオンリーダーからの有効な発信

上記以外の団体のみなさま

国勢調査は日本で最も重要な統計調査であることや調査実施の周知

5年に一度の
とても大切な調査です！



令和7年国勢調査の概要

調査の期日

調査は、令和7年10月1日現在で実施します。

調査の対象

令和7年10月1日現在、日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)を対象とします。

調査事項

<世帯員について>

「男女の別」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「就業状態」、「従業地又は通学地」など

<世帯について>

「世帯員の数」、「住居の種類」など

調査の流れ

調査は、調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布した後、インターネット回答のほか、調査票を郵送又は調査員に提出する方法により回答を行います。

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



スマホで
かんたん！



調査は、下の図に示す流れで実施します。



※国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。
※一部の地域では、調査員事務を受託した事業者が調査を実施します。